

こんな具合で性質と条件という単語の使い分けは中学生にはむずかしい面があります。そこで 何かの証明問題で、条件や性質という単語を使わなければならないような場面では、出来るだけこの単語を使わない証明文を書きなさいと指導します。高校生でもそうでしょうが、この単語を使うと往々にして性質と条件を入れ違えた文になるからです。

[定義 仮定 定理]

(これは、どんな授業者の人も その人なりに工夫してもらいたいものです。)

この3つの単語、どれも「定」の字がつきます。授業者にとっては何でも無い単語ですが数学が好きでもない生徒にとっては、これまた まぎらわしい ことです。

単に 用語として正確な意味を教えるだけでなく、頭に残るような工夫が必要です。

定義・・・ 意味のことを意義とも言います。 意義を定めることなので「定義」と言います。

大勢の者が何かを話すのに物の名前や事柄の意味を共通に約束しておかなければ互いに話が通じない。そこで、いろんな言葉の使い方を約束しておこうというのが定義です。

どんな話でも、大事な話の場合は 先ず最初に定義があります。例として、

少年法「、、、少年は犯罪を犯しても、、、」 少年とは、14才未満の者、、、

領海法「、、、領海は海岸線より、、、」 海岸線とは、引き潮の時の海岸線、、、

誰そのことを「○○○」とあだ名で呼ぶのは、その仲間内での定義です。

約束だから別に何でもよい。例えば 4つの辺を持つ多角形を三角形 5つの辺→4角形などと約束しての話でもよいが、できるだけ常識や日常感覚に合う約束をします。

そのかわり、一旦約束しますと、日常感覚とずれても約束通りの意味あい使います。

直角三角形の場合、直角の対辺を斜辺と定義します。 直角がてっぺんにある図で、その辺が水平に描かれていても 直角の対辺を斜辺といいます。

仮定・・・ 文字どおり仮に定める。「もし、～～～ならば」ということで実際と違っていてもよい。

「点Mが中点ならば、、、」といっても顕微鏡で見れば 0.00 何ぼかはずれているだろうけど、

中点と仮定すれば いくら顕微鏡で拡大しても全く真ん中の点として話を進めます。

定理・・・ 仮定と結論のつながり、話の進め方が正しいと証明された定まった理（ことわり）のこと。

中学二年生のこの時期は 多分国語で「平家物語」を習っています。

「、、、奢れる者は久しからず、盛者必衰の理（ことわり）、、、、」などの例を出します。